

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

14

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲

提案団体

青梅市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。

区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画の手続きの簡素化が図られ、適切な都市計画変更が可能となる。

(参考)

同時決定を行う場合、案の作成後、決定・告示まで約1年の期間を要するが、市単独の場合、約半分の期間で決定・告示が可能となる。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項第2号

都市計画法施行規則第13条第1項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

倉敷市

○国道2号線に隣接した消防署出張所を用途廃止して、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。

人口減少局面に対応した、市街化区域と市街化調整区域の線引きについて、柔軟な見直しが市町村の権限でできるようにしてもらいたい。特に、公共施設が建設されていた土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀であると推察される。

○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。

各府省からの第1次回答

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。

区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により軽易な変更と規定されていることから、都市計画区域マスタープランに基づく、広域的な観点が求められるものではないと捉えている。

なお、施行規則第13条第1項第1号の軽易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「軽易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものであり、軽易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

277

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める都市計画のうち、軽易な変更(省令第13条第1項第1号)について、市町村への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。

【支障事例】

区域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規IC開通等に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。

こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所で想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。

根拠法令等

都市計画法第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。

各府省からの第1次回答

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。

区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回提案の対象とする軽易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものでかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が低いと考えられる道路整備や開発等に伴う数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に対しても、区域区分変更までに時間的遅延が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めたものである。

道路整備や開発等に伴う、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実態からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体が受けるメリットは大きいと考える。

以下 都市計画法施行規則抜粋
(都市計画の軽易な変更)

第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの

…

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「軽易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものであり、軽易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。

また、区域区分の見直しに伴う作業を市町村が行っていたとしても、最終的に都道府県が区域区分の変更を行うべきか否かを判断しているものであり、このことをもって市町村の権限としてもよいということとはできない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。

【支障事例等】

都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止することで、受験者の利便性向上を図る。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書

に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

○電子申請と書面による申請の窓口が異なっていることは、受験者の混乱を招く。

また、本団体では昨年度も郵送・窓口合わせて700人以上の申請を受け付けており、事務処理が職員の大きな負担となっている。

本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く来庁される。また郵送による間違った申請も多く、原則は本人に返送するが、期限ぎりぎりの場合は国に直接送付するなど、事務処理が非常に煩雑となっている。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

○現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が誤って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。

各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる」との点については、期限までに都道府県に到達していれば、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

書面による受験申込先が国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現在も電子申請による受験申込では都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地価調査課(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験機会の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。

実際、不動産鑑定士試験と同じ国家試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験よりも相当に多いにも拘らず(平成28年度出願者数7,730人)、受験願書の提出は、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法だけに限っており、受験に関する問い合わせ先も法務省としている。

現行の不動産の鑑定評価に関する法律の規定では、受験願書の提出は、受験者の住所地を管轄する都道府県主管課になっているが、住民票所在地に居住しない者、例えば、親元に住民票を置いたまま、他の都道府県の大学に在籍する学生は、どの都道府県に受験願書を提出するか、判断に迷うことになる。

受験願書の提出先を、直接、国土交通省だけとすれば、このような問題は生ぜず、むしろ、受験者の利便性は、向上する。

なお、支障事例は、「期限までに住所地の都道府県を経由」する必要があり、住所地以外の都道府県へ誤った申請があった場合には、申請者に返送し、住所地の都道府県へ再提出してもらい、締切直前での願書提出があった場合には、再提出が間に合わず受験機会を失うことになってしまうことを指摘したものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問い合わせ先は従前から国土交通省とされて

いる。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。

以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。

国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。

【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】

●海事代理士試験

受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局

●一級建築士試験

受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター

※試験の実施に関する事務を委任

●測量士・測量士補試験

受付窓口:国土地理院総務部

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験では、5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改革時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

司法試験においては、司法試験委員会あての郵送のみとなっているが、法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)の登録や司法関連業務の監督等に都道府県が関与していないことなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なっていることから、同列に扱うことは適当ではない。

受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られることから、現行制度による支障事例にはあたらぬ。また、受験願書要領の記載ぶりなどについては引き続き工夫をして参りたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする

具体的な支障事例

【支障事例】

国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。

現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。

また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。

- 1 試験日程等についての通知
 - ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼
 - ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載
- 2 願書の配布
 - ・課内にカウンター設置、配布
 - ・郵送での配布(平成27年度は55件)
- 3 合格発表
 - ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示

これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。

【制度改正の必要性】

本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながるのと同時に、行政の効率化にも資する。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第 12 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

○提出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

各府省からの第 1 次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」という。）においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件（約80%）、電子申請が517件（約20%）となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民（受験者）の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産の鑑定評価に関する法律第 12 条の2において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けされている。

また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。

さらに、本県では平成 27 年度受験申込み 182 件中、約8割の 149 件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験申込書の郵送先を都道府県から国に変更するだけで住民（受験者）の利便性が低下することはない。逆に、郵送により県に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。

窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。

そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民（受験者）の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。

以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。

国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。

【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】

●海事代理士試験

受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局

●一級建築士試験

受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター

※試験の実施に関する事務を委任

●測量士・測量士補試験

受付窓口:国土地理院総務部

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認をしたところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンション管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録関係事務や業の監督に都道府県が関与していないなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同列に扱うことは適当ではない。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られることから、現行制度による支障事例にはあたらない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

292

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること

具体的な支障事例

【現行制度の概要】

不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。

【支障事例】

現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。

また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。

さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している。

【制度改正の必要性】

当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

受験申込みの都道府県経由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、願書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」という。）においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件（約80%）、電子申請が517件（約20%）となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民（受験者）の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

また、支障事例に記載されている「受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している」との点については、試験に関する統一的な問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省は、都道府県を経由することとした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。

受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。

本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのであれば省内の出先機関との協力体制を構築すればよいと思われる。

国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結論づけるのは早計だと思われる。

窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けることとした合理的な理由も見当たらない。

郵送の場合は、直接国へ郵送することとしても受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで転居前の都道府県に誤って郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。

都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【香川県】

全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させることなく受験申込の受付等が可能である。

不動産鑑定試験では、持参による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験の書面申請の内、5都道府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、また、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。また、仮に地方整備局の不動産鑑定士業部局で受理をすることとした場合、都道府県の不動産鑑定士業部局に比べて、より窓口が遠方になる等、利便性が低下する者が多いことが見込まれる。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

『窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、(中略)、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申し込みがあった者の約1割しかおらず』との話であるが、他の都道府県に聞き取ったところ6~7割が持参しているとの話もあり、利便性の低下が認められる場合が考えられる。

受験者からは、都道府県での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えることから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子出願の利用促進にむけて取り組んで参りたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金の重点配分に係る整備計画の作成要件の緩和又は経過措置の継続

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

- ・社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。
- ・平成 28 年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成 28 年度要望等の提出について(平成 28 年 1 月 15 日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成 28 年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29 年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。

さらに、局によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。

【懸念の解消策】

国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業か否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重点配分対象以外の事業も含めた整備計画にすることにより、計画の管理が容易となり、交付申請等の手続きもスムーズにできる。

また、計画を細分化することにより目標達成が困難になる可能性があるが、提案が実現することによりそのような事態を避けることができる。

根拠法令等

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱第8
- ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成 22 年 3 月 26 日国管会第 4200 号 事務次官通知)
- ・社会資本整備総合交付金等の平成 28 年度要望等の提出について(平成 28 年 1 月 15 日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、川越市、神奈川県、厚木市、新潟市、豊田市、京都府、京都市、高知県、福岡県、大牟田市、久留米市

- 本市における既存の整備計画も、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、重点配分を受けるために計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる可能性がある。少なくとも現計画までは経過措置として重点配分含む整備計画であっても、重点配分を受けられるよう制度緩和をお願いしたい。
- H29 年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要があるが、既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。
- 社会資本整備総合交付金の本来の創設趣旨は、地方自治体が抱えるまちづくりの課題を総合的・一体的に解決するため、従来の個別補助金を統合して創設されたものと認識している。当該趣旨に基づき、地方自治体で作成する社会資本総合整備計画は、目標実現のための基幹的な事業や関連する事業を総合的・一体的に組み合わせることで実施することにより、相乗的な効果を発現させることを目指した計画とすることが求められているものと理解している。したがって、重点配分対象事業のみで構成される整備計画では、複合的なまちづくりの課題に対応した整備計画とすることは難しくなる。地方自治体が創意工夫を凝らして総合的に策定した整備計画よりも、重点事業のみで安易に構成される整備計画が優遇されてしまうのは、本来の創設趣旨にそぐわないと思われる。
- 既存の整備計画では、記載した要素事業により整備目標を達成するものであるため、計画の一部を切り離すと目標が達成できなくなる。このため、少なくとも現計画の整備期間にあつては重点配分対象事業が含まれた整備計画であれば比較的有利な予算配分を受けられるよう、経過措置計画という考え方の継続は好ましいものと考えられる。
- 重点配分対象事業を特出しする意義は理解しており、予算要望において重要な要素ではあるが、実務においては、計画の細分化により交付金の効率的な執行に支障が起きると考えるので、整備計画書の備考欄記載というような方法もあると考える。
- 住宅・建築物の耐震化については、重点配分事業とそれ以外の事業を一体的に進めているため、提案に賛同する。
- 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があるが、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑となっている。整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業か否かを判断できるような様式を整備し、配分（内定通知）時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。
- 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があるが、整備計画が複雑になることにより、管理が煩雑になる。事務手続きの簡素化につながるため、改正は必要と考える。
- 当市既存計画では、重点配分にあたる要素事業と重点配分にあたらない要素事業で構成された整備計画となっているが、整備計画単位としては重点配分となされない状態である。重点配分を受けるに当たっては、重点配分にあたる要素事業のみで構成した整備計画を別途作成する必要があるが、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる可能性がある。また、整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であり、計画の一部を切り離すと目標達成が不可能となることも想定される。

各府省からの第 1 次回答

- 社会資本整備総合交付金は、国が地方公共団体において作成された整備計画全体に対して交付し、地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度として創設されたものである。
- また、本交付金は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 16 条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が策定する社会資本整備計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交付金を配分しているものである。
- こうした制度趣旨等を踏まえ、地方公共団体における優先度の高い事業に対して十分な交付金を配分できるよう、平成 28 年度より、重点配分対象事業を明確化し、当該事業で構成される整備計画に対して、重点的に交付金の配分を行う取組をはじめたところ。
- この取組は、優先度の高い事業に十分な交付金が配分できていないという状況を踏まえ、当該事業が確実に進捗し、効果が発現するための工夫として取り組んでいることをご理解願いたい。仮に、ご指摘のように、同じ計画内に重点配分対象事業とその他の事業が混在する場合、交付金の制度上、重点配分事業以外の事業に流用することが可能となるため、上記の目的が達成されない可能性がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容について、承知いたしました。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金の手続簡素化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の用途については地方を信頼して任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。

例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割まで)

しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(=計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が不要とされている。

現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。

【支障事例】

平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。

内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受注業者にとって、4~6月(第一四半期)は発注が少なく苦しい時期であるが、手続が簡素化されれば早期発注が可能となり、県内企業が早く潤う。

また、早期に事業着手が可能となることで、未契約繰越の削減にも繋がる。(未契約繰越の額に応じて翌年度の交付金が削られる傾向あり)

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、郡山市、海老名市、金沢市、広島市、山口県

- 平成 28 年 4 月 5 日付け総務省通知(総財務第 73 号)等にもあるように、国は平成 28 年度予算の早期実施を各自治体に要請しており、できる限り前倒しで事業を実施する等の対応を求めている。そうした要請に応えるためには、「早期の事業着手」が大前提となることから、交付申請等に係る手続きをできる限り簡素化する等、より市町村の自主性が発揮される環境整備が望まれる。
- 交付申請にあたっては、社会資本整備総合交付金申請等要領第 1 章第 1 の規定に基づいて、「交付金を充てて施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面」との扱いで、申請箇所毎に事業概要書を作成して申請を行っているが、近年、事業概要書へ工種内訳等の記載が求められ、事業概要書の作成に多大な時間を要しているのが現状である。
- 平成 28 年度も、交付決定日は 5 月 25 日であり、4 月・5 月は事業着手できない状態であった。建設業界からも 4～5 月の発注を求められており、本市としても支障を感じている。事業着手は、交付決定日ではなく、内示日から可能とすべきである。
- 本市においても、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線還流用が通例であり、年度末の完了実績報告において調書を再度提出している。埼玉県のいうように、手続きが簡素化されれば、早期に事業着手が可能になるなど、未契約繰越の削減にも繋がると考えられる。申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方に任せてもらえないか。
- 受注者側より、年度初めにおける早期発注を強く望む声は多く、国の更なる手続き簡素化を望むものである。さらに、本市としては、交付金へのゼロ国債制度の適用を要望しており、前年度中の発注や 2 カ年による工事実施による平準的、効率的な施行が可能となる。
- 本県でも、申請書の作成に多大な時間を要しているが、提案のとおり、要素事業ごとの経費の詳細内訳については、いずれ精算報告されること、また、交付決定単位での決定額に変更のない経費の配分の変更は、軽微な変更とされることから、当初申請時において記載の必要性は低いものと考えられ、本提案の実現により申請時の事務の簡素化につながるものと考ええる。(交付申請時に提出する「実施に関する計画」については、記載は省略できるとされている。)

各府省からの第 1 次回答

- ご提案のあった交付申請時において、経費の詳細内訳の提出を求めていることについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)(以下、「補助金適正化法」という。)第 5 条において、「補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書」を各省各庁の長に提出することとなっており、申請書には、同法施行令第 3 条第 1 項に基づき、「補助事業等の経費の配分、経費の使用方法等」を記載することとされている。
- ご指摘の「詳細内訳」は、交付申請書の添付書類である交付金調書を指しているものと理解するが、これは上述の「補助事業の経費の配分、経費の使用方法等」を明らかにする項目として、提出を求めているものである。
- 従って、補助金適正化法上の規定により、ご提案のように書類を簡素化することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 埼玉県では、県内企業のメリットとなる公共事業の早期発注に向けた取組みを行っており、その一環として社会資本整備総合交付金についても同様に取り組んでいきたいと考え提案させていただいた。
- 貴省回答では、補助金適正化法上の規定により添付書類の簡素化は困難とのことであるが、補助金適正化法施行令第 3 条 3 項(「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」)の規定を踏まえた上で、本県及び共同提案団体が求める添付書類の簡素化が困難と判断した経緯を御教示願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

○ご指摘の「添付書類」とは、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成28年度4月1日付け国官会4198号)第6において提出を求めている「一 交付申請書 参考資料第一」の「交付申請額一覧表」及び「社会資本整備総合交付金調書」を指していると確認させていただいたところ。

○当該資料は、交付申請時において、計画毎の交付金額、計画における要素事業の内訳や補助率、施工規模に比した経費の内訳の確認など本交付金の交付決定を行う前提として、必要不可欠な内容を提出していただいている。また、これらは、年度実績や完了実績を確認する上でも、当初予定していた事業内容との差異等を確認する上で、必要な資料である。

○これらは、前回の回答で申し上げた通り、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第5条、同法施行令第3条第1項に基づき、提出を求めており、ご指摘いただいた同法施行令第3条第3項の「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」の規定に関しては、上記の必要性から、当該資料の簡素化は困難と判断したものである。

○厳しい財政状況の中、地方公共団体のニーズ等に十分に対応しつつ、交付金事業をより効果的・適切に執行を行うための取組としてご理解願いたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 4

(8月4日 第41回専門部会にて審議)

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

一定条件を満たした小規模な寄宿舍の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法上は寄宿舍として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。

具体的な支障事例

【制度概要】

戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舍として取り扱われる。

このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舍の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。

【支障事例】

本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舍の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舍の基準に適合させる必要がある。

また、建築基準法施行令 23 条ただし書きに基づき、「けあげ 23cm 以下、踏面 15cm 以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。

【懸念の解消策】

寄宿舍に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないかと。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少などにより住宅の需要が減少し、一戸建ての住宅を含み空き家が増加傾向にある。

空き家の解消の一つの手段として、一戸建ての住宅を他の用途に転用することが促進されることにより、有効活用・減少につながる。

例えば、既存の一戸建ての住宅をシェアハウスに改修することで、空き家である住宅の活用が促進される。

さらに、家賃の安い若者向け住居を確保することで、若者を集め、地域の活性化につなげたい。

根拠法令等

建築基準法施行令第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○本市でも、既存一戸建ての住宅を老人福祉施設等に用途変更する際には、階段を改修しなければならないのかという相談が寄せられることがある。建築基準法に適合させる必要があることから計画を断念するケースもある。

○【支障事例】既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舍の基準に適合させる必要がある。本県でも、用途変更の相談があり、階段の改修まで至らず、断念した事例がある。

【懸念の解消策】寄宿舍に該当する小規模なシェアハウスについては、代替措置として、両側に手すりを設置する措置を講ずることで基準の緩和ができるのではないか。

○【支障事例】空き家をシェアハウスに用途変更する場合、規模や形態に関わらず寄宿舍として扱うため、防火避難規程が適用され、シェアハウスとしての活用が進んでいない。

【地域における課題】市街地、郊外に関わらず、空き家となっている一戸建て住宅が増加しているが、有効な利活用の方法がない。

【制度改正の必要性】建築基準法におけるシェアハウスの定義は明確ではない。規制の対象となるシェアハウスの規模や形態を定めることで、適用される防火・避難に関する法令が明確になり、空き家からシェアハウスへの用途変更が進むのではないか。

○階段の基準が適合しないことにより、用途変更を断念される事例が存在する。また、変更を行う部分を一部に限定する事例もある。

○【制度概要】戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舍として取り扱われる。このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅（共同住宅の共用の階段を除く。）よりも厳しい寄宿舍の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。

【支障事例】本県でも、独居の若者や高齢者が利用するために、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更できないかという相談が寄せられるが、寄宿舍の基準に適合させる必要があり、大規模な改修を必要とする階段が支障となる場合がある。また、建築基準法施行令 23 条ただし書きに基づき、「けあげ 23cm 以下、踏面 15cm 以上」の最低基準に近い「一戸建ての住宅」が一定数あることから、相談に至らず断念した事例もあると思われる。

各府省からの第 1 次回答

建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和についても、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。要望の寄宿舍の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところである。

具体的には、以下の調査実験を検討している。

- ①既存の住宅の階段寸法の実態がどの程度であるのか、住宅の規模はどの程度か、調査を実施。
- ②現状片側手すりを設置する必要があるところを両側手すりとし、さらにすべり止め等の安全措置を講じることで、階段基準を緩和できるかどうか、実験や現場調査を実施。

以上の技術的検証をもとに、一定の要件（規模や追加の安全措置等）を満たした階段においては寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

階段基準緩和のための技術的検証は、ぜひ実施していただきたいが、今回の提案で求めているのは、寄宿舍のうち小規模である若者向けシェアハウスであるため、検証の際の条件としてその点を十分考慮した上で実施をお願いしたい。

また、避難弱者への配慮は当然必要なことではあるものの、安全措置の実施が所有者の過度な負担となり、ひいては空き家の活用促進という本提案の目的が阻害されることのないよう、御配慮をお願いしたい。

なお、ヒアリングでお示しいただいたとおり、技術的検証については、ぜひ年度内の着手をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 寄宿舍の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討しているとのことだが、所要の措置について、時期の目途をお示しいただきたい。
- 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないか。

各府省からの第2次回答

階段基準の合理化の検討にあつては、所有者の過度な負担とならないよう、関連する複数の団体や事業者へのヒアリング調査を行い、実情に沿った技術基準となるよう配慮する。なお、ヒアリング調査にあつては、貴団体にもご協力をお願いしたい。

また、同じ利用者による長期的な利用が見込まれる「住宅」と比べて、短い期間で利用者の入れ替わりが見込まれる「寄宿舍」においては、利用者の年齢のみでなく、利用者の入れ替わりの頻度なども踏まえ、慎重に基準の合理化を検討する必要があると考えられる。

なお、技術的検証においては、「①既存住宅の利用実態等に対する調査」、「②安全措置を検討するための階段の昇降実験」を予定しており、①については着手済である。また、告示改正は平成 29 年度に予定している。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 3

(8月4日 第41回専門部会にて審議)

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする

具体的な支障事例

災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。

新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確保が困難となることが懸念されている。

そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。

しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるように規制緩和することで、施設の管理者が地域の状況に応じて災害に強いトイレを整備できるようになる。

根拠法令等

建築基準法 31条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

東金市、上越市、広島県

○建築基準法第31条では、下水道処理区域内において公共下水道に連結された水洗トイレの設置義務があるが、非常時に防災拠点・避難所では、代替機能として合併浄化槽等に切り替えができるなどの対策を講じることも必要であると考えます。下水道法第10条ただし書きを許可要件として、建築基準法第31条のただし書きを設けてもよいのではないかと考えます。

○下水道については、災害の発生場所、規模等によっては早期復旧、稼働が難しいことも想定される。地域の状況や防災計画などを考慮したうえで、下水道処理区域であっても災害拠点、避難所に合併処理浄化槽を設置することは有効な対策のひとつであると考えられるので、そうした選択も可能となるよう規制の緩和を望む。

各府省からの第1次回答

国土交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの設置を推進する等、災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進しているところ。

下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう下水道法施行令第5条の8第5号において耐震基準が設けられており、平成28年熊本地震においても、排水管の破断や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮配管等による応急対応で速やかに流下機能を確保したため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。

元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保されるという構造上の利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。

なお、災害時には、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。

これらを踏まえた上でもなお、災害時における便所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の設置の必要性がある場合は、別途相談に応じる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

合併処理浄化槽は、強化プラスチックで頑丈に出来ているうえ、フロア以外の機械類も少ないことから、災害による被害を受けた場合であっても、必要に応じて個別に修理等の対応をとることにより、下水道よりも早期に復旧が可能であるとされている。このことから当県では、被災者が集まる防災拠点・避難所において、下水道処理区域内であっても、災害時のみ合併処理浄化槽を設置するのではなく、平常時から公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を整備することにより、災害時における早期の便所の確保や下水道と同等の汚水処理が実施できるという観点から提案したところである。

便所は、住民の日常生活に欠くことのできないものであることから、災害時においてもその機能を発揮できるように耐震性を確保するとともに、代替性の確保を進める必要がある。

こうした観点から、引き続き、本提案について検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を許容すべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 下水道の耐震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考えるべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考えるかは、地域の実情を踏まえ首長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないかと。

○ 下水道の耐震化を完了するには時間がかかることから、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないかと。

各府省からの第2次回答

提案募集検討専門部会にて頂いたご指摘を踏まえ、処理区域内における平常時からの使用を前提とした合併処理浄化槽の設置の必要性について、提案団体及び追加共同提案団体(提案団体等が県の場合はその管内市町村を含む)に対して、内閣府地方分権改革推進室と合同で調査したところ、ニーズは一件もなかった。

下水道施設の耐震化の状況については、避難所と処理場を結ぶ幹線など重要な下水管渠の約5割、下水処理場の約4割で耐震化が完了している。また、耐震化未了の施設についても発災後速やかに下水道の機能を確保するため、災害時の応急復旧計画を定めた下水道BCP(業務継続計画)の策定を推進している(平成27年度末:約9割、平成28年度末:全ての地方公共団体にて策定予定)。平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)において流下機能が失われた箇所についても、被災した地方公共団体が策定した下水道BCPに基づき速やかに流下機能が確保されたため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。また、過去の大規模地震(阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災及び熊本地震)において被災した地方公共団体(159団体)のうち、下水道施設の被災が原因で便所が使用できなかった避難所のある地方公共団体は、東日本大震災で被災した8団体のみであった。そのうち7団体は下水道BCPが未策定であり、残る1団体は津波に対応した下水道BCPではなかった。

したがって、下水道は耐震化未了の施設についても下水道BCPによる早期復旧が可能であり、下水道の復旧が合併処理浄化槽よりも遅いとのこと指摘は当たらない。

また、熊本地震で被害の大きかった益城町においては、指定避難所や避難所として利用された19箇所の施設のうち、下水道施設の破損が原因で便所が使用できなかった避難所はない。

なお、リスク回避的に合併処理浄化槽を設置することについて、平時は下水道に排水するのであれば現行制度上可能である。(一次回答のとおり、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

61

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例

地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条
中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

これまで二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事務を行う観点から国土交通省の地方機関である地方運輸局・整備局にて行っていたところ、本提案事項の通り二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務について都道府県へ権限を委譲した場合は、許認可や処分等の事務に関して各都道府県においても事務負担等の支障が起これらめよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等において、組合員の業種が複数省庁の所管にわたる場合は、関係省庁がそれぞれ管理・指導の権限を有するため、認可等に多くの日数を要しているが、権限移譲により、事務手続きの日数短縮や負担軽減のほか、組合等に対する統一かつ迅速なサービスを提供でき、県民サービスの向上を図ることができる。

また、権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。

提案の早期実現に向け、調整スケジュールを示されたうえで、調整を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

各府省からの第2次回答

自治体側の受入れ体制に関しては、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に関する権限に基づく事務を一の都道府県が行うことについて、例えば各都道府県においても当該都道府県以外の都道府県との連絡体制の構築が図られているなど、富山県以外の都道府県についても受入の認否も含め特段支障がないことを明らかにしていただく必要があると考える。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化

提案団体

中津川市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。

具体的な支障事例

当市では、平成 27 年 10 月から本市付知地区について NPO 法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整えた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。公共交通会議において協議が整った事項に対する資料が省略されるなどの手続の簡素化により、処理期間が短縮され、前倒しの運行開始が可能となるなど住民要望への対応のスピードアップが見込まれる。

根拠法令等

道路運送法
施行規則9条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

松本市、大村市

○コミュニティバスを運行していたにもかかわらず、平成 24 年 10 月に国の手続きの煩雑さを理由にコミュニティバス運行のプロポーザル参加を取りやめた事業者がいた。
○コミュニティバスの運行に係る手続きが簡略化され、処理期間が短縮されることについては、その必要性を感じている。
○平成 28 年 10 月にデマンドタクシーを実証運行から本格運行へ移行するため、6月に地域公共交通会議を開始し、9月までに道路運送法第4条許可を取得するよう事業者(タクシー会社)に依頼しているところである。申請

は事業者から行い、また、事業者はその申請の経験がないため事例と同様な状況が確認できないところである。制度改正により簡素化、期間短縮が図られるならば地域公共交通会議の実施も有意義なものとする。○本市においても、交通空白地域や交通弱者対策として、乗合タクシー等の導入を検討しており、今後同様のことが想定される。

各府省からの第1次回答

コミュニティバスの運送事業の申請に対する標準処理期間について、通常は3ヶ月としている。これは、事業許可に当たって、事業計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること、事業の遂行上適切な計画を有するものであること、事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであることを審査する必要があり、これらの確認等に要する期間を踏まえて設定していることによるものである。

一方で、地域公共交通会議で協議が調った事案については、審査内容の一部を同会議において確認できることから、標準処理期間を概ね2ヶ月と設定する等、既に迅速な処理に努めているところである。

なお、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

輸送の安全確保等の審査に十分な時間を要することは理解できるが、医療機関への受診や買い物の利便性など日常生活に直結する住民要望への対応のスピードアップが見込まれるため、処理期間の短縮に繋がるよう、引き続き検討していただきたい。

公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。このことから、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地域公共交通会議で協議が調った事案については、提出書類を省略することが可能か否か、また省略が可能な場合にどの書類を省略することが可能となるかは個別の事案に応じて判断する必要があるが、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関し省略が可能と考えられるものを具体的に検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める

具体的な支障事例

工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。

一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている

(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600m³未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)

近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行おうとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。

根拠法令等

①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡)

②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付け)

③河川法施行規則第11条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

滋賀県、徳島県

各府省からの第1次回答

【国土交通省回答】

・河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」(下記①)とされている。

・河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の水利秩序の維持のため、その占有に当たっては、水利目的に応じて必要な量を限度に河川管理者の許可を受けることを必要としている。

・よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者による新たな水利使用を申請する必要がある。

以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については応じられない。

・本件については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったところである。

・なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が見受けられたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時通商産業省)との調整の結果、下記②・③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利使用の申請とを一括して行うことにより可能としている。この際、③の覚書により、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、この申請も不要としているところである。

【経済産業省回答】

・平成26年経済産業省通達の趣旨は、書類提出等の手続きが必要な場合を明確化し、当省として雑用水供給の実態を把握することである。

・通達の中で供給能力の10%の範囲内で雑用水を提供する場合については工業用水道事業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達の際の事務連絡で、水源が河川の場合は、河川法上の取扱いは下記②に基づくことに変更がないことを確認している。

<根拠文書等>

①東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)

②昭和58年2月16日付「工業用水の一部を工業用以外の用途に転用する場合の水利処分の取扱いについて」建設省河川局水政課長補佐事務連絡

③昭和58年2月16日付通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、とあるが、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとまではいえない。

この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。

また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの積算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。

このことは、工業用水道事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。

工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切

に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【国土交通省回答】

一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみても妥当性や公益性、また取水予定量が河川の流況等に照らして安定的に取水可能であることを確認する必要がある。

工業用水の一部を他用途に転用する場合に、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実態となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。

覚書では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未達の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで「特に試験的な措置」に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのかを確認する必要があるための先行的・試験的措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後に、水利使用者側で本格的に雑用水として水利を使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。

なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川（一級河川の指定区間及び二級河川）において、広域的な水利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に係らしめている取水量（日量2,500立方メートル以上）にも満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わるものではない。

水利権の許可の変更・更新時においては、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されさえすれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。

また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可…の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」と定めており、許可申請者の添付図書の簡略化を措置している。

【経済産業省回答】

この度の提案団体からの見解については、当省としては一次回答で示したとおりである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番:2

(8月4日 第41回専門部会にて審議)

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和

提案団体

釧路市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

【具体的支障事例】

2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の必要性と効果】

地域のコミュニティ活動の拠点と、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる複合施設の公園内への設置は、幼児から高齢者まで幅広い世代が交流する地域コミュニティの中心を担う施設という都市公園の新たな活用のモデルとなり、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や、高齢化、加入率の低下が課題となっている町内会活動にも新たな活動促進の手助けとなる。

また、施設の集約化・複合化により、今後70年間の総額で、ライフサイクルコスト試算では約3億7千万円、管理運営費用では約5,600万円の縮減が可能と見込まれる。

なお、市民一人当たりの公園面積は今年度新規2公園 19,400㎡の整備により、23.79㎡と十分に確保される見込みである。

根拠法令等

都市公園法第2条第2項

都市公園法施行令第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、倉敷市

○公共施設等総合管理計画を策定し、公共資産の保有量の縮減に向けて調整を進める段階に来ている。

公共施設の集約化・複合化を進め、機能集約した公共施設を設置する場合に、新たな用地取得を行うのではなく、街区公園などの用途変更を行って、施設敷地として活用したい。元来、住宅地域に設置されている公園は、福祉関連施設、コミュニティ活動関連施設などの設置場所として、適しており、活動促進に有効だけでなく、市財政負担の軽減にも寄与すると考えられる。

○都市公園内に、公園施設以外の建築物を設置すると、都市公園としてのオープンスペースが失われ、オープンスペースがあることによって発揮される都市公園の効用が発揮されない恐れがある。

一方、地域において児童に健全な遊びを与えることにより、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的し、不特定多数の児童が利用可能な施設であれば、都市公園の効用を全うする施設と考えられる。

オープンスペースとしての効用は、都市公園法第4条に定める、建ぺい率の基準により担保されることを斟酌すれば、上記施設を都市公園法第2条第2項に定める公園施設とすることの検討は妥当と考えられる。

各府省からの第1次回答

児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。

また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。

・全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまっとうする施設として認められている。

・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実情に合わせ、解釈としての許可ではなく、設置可能施設として「児童館」及び「複合施設」の明記を求める。

・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトなまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 施行令第5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。

児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。

○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。

○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令第5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効

用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

各府省からの第2次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。

児童館については、提案団体からの見解においてご指摘いただいているとおり、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断し、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置されている事例が多数存在する。

また、公園管理者が、公園施設として児童館を明確に位置付けたい場合には、都市公園法施行令第5条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、同条第5項第2号の規定に基づき、地方公共団体が条例により当該児童館の性格に応じて「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」に児童館を追加することも可能である。条例による公園施設の追加については、地方公共団体が地域のニーズに速やかに対応できるよう、地方分権改革推進会議の指摘を受けて措置したものであり、是非ご活用いただきたい。

上記のとおり、児童館を公園施設として都市公園内に設置することは、現行制度において想定されており、実際に事例も多数存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番:2

(8月4日 第41回専門部会にて審議)

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。

【支障事例】

本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用させてほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにもかかわらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域コミュニティの核である、地縁団体の加入率は、平成16年度67.7%であったものが、平成27年度には60.1%まで下がり、年々活動が縮小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地縁団体の活動拠点の確保が容易になり、地域コミュニティの醸成につながることに加え、災害時の避難所の確保など、都市が抱える課題である防災機能の強化にも資するものである。

根拠法令等

都市公園法第2条
都市公園法施行令第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○【現状・課題】自治会館を所有している自治会が、会館の構造の問題や地権者の相続の問題等を理由に現施設の移設を検討する必要があることがあり、その移設先となる土地がない現状がある。

【制度改正の必要性等】制度改正により都市公園内への自治会館設置に対する規制緩和が実現すれば、都市公園が上記のような問題を抱えている自治会の自治会館移設先の候補地とすることができ、地域コミュニティの醸成に寄与できるものと考えますが、公園管理者との協議が必要である。

○本市においても、同様の要望・相談は自治会から上がることがあり、柔軟な対応が可能であれば、自治会館の建設に資するものと考えられる。

各府省からの第1次回答

地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。

なお、特定の団体以外全く利用できない施設など、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、公園施設として設置することが不相当である場合も考えられるため、いくつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可基準や取扱要綱を定め、当該施設が都市公園の効用に資する施設として適切であるかについての明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考にされたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である旨明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考えます。

また、公園施設として設置することが不相当である場合も考えられるとのことであるが、共助社会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的な存在であり、公益的な活動を担っている実態に鑑み、規制緩和を求めるものである。複数の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を鑑みると、その基準について各自治体の許可基準や取扱要綱に委ねるのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考えます。

なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令第5条8項に明記すべきではないか。

○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。

○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

各府省からの第2次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。

都市公園法施行令第5条第8項の「集会所」については、必ずしも常時公衆の利用に開放されているものに限られるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

一方で、特定の団体が占有する排他独占的な施設については、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑みれば、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとは言い難く、公園施設としての設置は困難であると考えられる。

このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に応じた都市公園の廃止に係る考え方は、平成28年8月3日付けの通知(太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて)においてお示した通りであり、参考にされたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空家等に対する応急安全措置

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を経ることなく、迅速に必要な最小限度の応急安全措置をできるようにすること。

具体的な支障事例

台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。

また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。

以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

日高市、練馬区、徳島県、大村市、延岡市

○ 提案団体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことがで

きる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。

○ 本市については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空き家の相談を受けており所有者に空き家放置による危険性を促しているが、「相続が終わっていない」「お金がない」などの回答に尽きてしまう。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ると時間を要してしまい対応に遅れが生じる恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令が行えるよう改正願いたい。

○ 倒壊等が危惧される空き家として、市内に100軒以上を把握しており、強風等が発生した場合に通りがかった市民や近隣の住民及び家屋に危害を加える恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。

各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に定める「特定空家等」として、空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続きを踏む趣旨である。

なお、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において、不利益処分である命令に至るまでには慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。

一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

第1次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要があり、緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。

なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示することは困難であるが、すでに緊急時の対応について

条例で定めている実例を紹介していくなどの情報共有を適時行っていく。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。

具体的な支障事例

砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。

本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年 10 件程度の実績がある。

当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10 件で年間 20 日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。

根拠法令等

砂利採取法第 20 条第 1 項但し書き及び第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、新潟市、静岡県、宮崎県

○変更認可申請にあたっては、事業者に対して県手数料条例に基づき1件につき 17,000 円の手数料が発生することからも、変更届で可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。

○本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がる可能性がないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。

そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。

なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも含めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかを検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞くなどして対応してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番:30

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。

提案団体

滑川市

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。

具体的な支障事例

当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。

ところが近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。)

砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると原状復帰が大変困難であったり、不可能であったりする)の保全につなげる。

根拠法令等

砂利採取法第37条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市

—

各府省からの第1次回答

砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができることと定められている。

本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響についても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解され、現行法にて対応可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く現行法で対応可能とのことであるが、

- ① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。
- ② 条文上、災害の定義等が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に定義する「災害」に該当すると認識されておらず、現実として、経済産業省が意図されるとおりに運用されていない。
- ③ 将来にわたる「災害が発生するおそれ」に対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。（水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響は、いつ顕在化するかわからないため）
- ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは両者にとって相当の根拠を必要とされる。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これらに対応することは困難である。

上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このような場合も「災害」の定義に加えるべきと考える。また、砂利採取の規模や態様等により想定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の意見は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関与機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考え、災害等に関する具体の定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実には発生してしまっている。

よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 以下の点に鑑みると、砂利採取法第 37 条の「災害」の定義が第 19 条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に規定すべきではないか。

① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。

② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと誤解を与える表現があるのではないか。

③ 法制定後約 50 年にわたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第 37 条第 1 項の規定が運用されてきたのではないか。

④ 第 37 条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、砂利採取法の趣旨を徹底し、第 37 条第 1 項の「災害」に関する考え方について、速やかに関係市町村への周知も含め各都道府県あて通知することとしたい。

なお、法第 37 条第 1 項の「災害」の解釈は、法第 19 条の認可基準等から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含んだ概念であることについても、当省と内閣法制局との間で文書にて確認されているものであるため、法改正ではなく通知により対応したい。

また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができるかと解される。他方で、過去からの砂利採取が地域全体の一定割合を超えることの一事をもって、本法における「災害」が直ちに生じるということはず、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画の軽易の見直しの拡大

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加

具体的な支障事例

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。
市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。
(具体例)
昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。
平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当該施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。
老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の縮減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。

根拠法令等

都市計画法第19条3項
都市計画法施行令第14条3号
都市計画法施行規則第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鳥取市、徳島市、宇和島市

○公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更について、効率的に実施できるよう同様に見直しを求める。

本市においてもごみ処理施設の統廃合を検討しており、速やかな都市計画の廃止手続きが行えるよう「軽易な変更」の対象に追加していただきたい。

○新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。

○一般廃棄物の中間処理施設は、「都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」として清掃センターが平成15年度に竣工し、都市計画決定された区域（※Aとする）で運転している。平成35年度までに、他市と共同でごみ処理施設（ごみ焼却施設及び粗大ごみ破碎施設）を清掃センターが立地する都市計画決定済の区域（A）に建設していくことが平成27年度に決定し、環境影響評価手続きを進めている。

既都市計画決定の区域が変わらないが、国に照会回答を得たと思われる県の見解は名称等変更する「軽易な変更」に当たらないとして、正規の都市計画決定・変更手続きを前提とした都市計画決定権者による環境影響評価手続が必要とのことであった。提案事項は一般廃棄物処理施設の廃止であったが、本市の場合、ごみ処理施設の広域的集約化を図るべく、既存の都市計画決定区域内での施設の集約化をしようとしたもので、「市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。」という提案に類すると思われる。

既都市計画決定の区域内で、ごみ処理施設を建替するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではないし、市民に対して真に必要な手続きとしての妥当性の説明をすることに窮するものである。

○本市においても、今後、一般廃棄物処理施設等の廃止が見込まれることもあり、浜松市と同様、既に代替施設が稼働するなど、施設として廃止しても市民生活に影響のない場合等については、事務の簡素化及び事務経費等の縮減のため、軽易な変更の対象としていただきたい。

各府省からの第1次回答

都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。

ごみ処理施設等の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、

・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること

・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること

・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること

等の事情によるものである。

なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定めることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しいと考える。

また、「都市計画法施行規則に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」ことは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。

なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。

本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手続きを既に行っていれば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。

本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影

響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島市】

公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業課による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更を「軽易な変更」の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。

また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○ 新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。

各府省からの第1次回答

都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。

ごみ処理施設等の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、

- ・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること

- ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること

- ・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること

等の事情によるものである。

なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定めることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しいと考える。

また、「都市計画法施行規則に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」ことは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。

なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。

本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手続きを既に行っていれば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。

本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設（例えば一定期間休止している公共施設）の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議（町村においては同意協議）が必要である。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。

また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

所有者を確知している放置自動車の早急な除却

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行法に基づく手続きを経なければ除却することができない。
そこで、私人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。

具体的な支障事例

放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事案が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。現在、根気強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公園管理者により、速やかに放置自動車を除却することができれば、公園利用者の危険もなくなり、また公園やまちの美観を保つことができる。

根拠法令等

都市公園法第27条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、日高市、上越市

〇本市においても1年前から都市公園内に放置車両が投棄され、市の環境保全条例による処分を行おうとしたところ、所有者は判明しており、ナンバープレート(自動車登録ファイルに登録あり)がついているため、所有権移転等をしなければ廃車の手続きができず、現在も公園内に存置されている。また、所有者は、車体をローンで購入していたため、自動車ディーラーの名義となっており、購入者(住所不定・居所不明)が使用者の名義となって

いる。現在、民事執行法による強制執行の処分を研究中である。

○当市で管理している河川緑地管理棟の駐車場に H27.9 月頃から自動車放置されていた。警察に相談し、警察が所有者へ当該自動車を移動するよう促していたが、H28.5 月にようやく所有者が当該自動車を移動した事案あり。

○どこの都市公園でも起こりえることである。手続きには時間がかかる上、「著しく公益に反する」の解釈も限定的であることから、都市公園法において、速やかに除却が可能となれば、公園利用者へのメリットが大きい。

各府省からの第 1 次回答

公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。)の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物等の除却を命ずることができ、また、この命令に違反した者に対しては、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができる。

一方、相手方を確知することができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法に基づく代執行も、実効を発揮することができないことから、法第27条第3項は、その場合であっても公園管理上の障害を除去することができるよう、公園管理者に特別の代執行権を付与している。

以上のとおり、都市公園に係る代執行については、行政代執行法に基づき行われることが原則とされており、法の規定に基づく代執行は、相手方を確知することができないという例外的な場合にのみ行われるものとなっている。

これは、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に関して定めた行政代執行法に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。

なお、都市公園法以外の公物管理法(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づく代執行が原則とされているところである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件提案は、放置自動車の所有者を確知できる場合であっても、都市公園法による除却命令、行政代執行法による代執行のいずれも実効を発揮できない現状から提案したものである。

行政代執行についての最大の支障は、行政代執行法第2条の規定により「著しく公益に反すると認められるとき」に限られることにある。

本件のように、公園の駐車場に長期間放置されている自動車がわずか1台ある程度では、当該要件に該当しないとの法解釈があり、行政代執行の前提である「著しく公益に反する」ことに疑義があると考えられている(可能であるならば、本件のような場合であっても行政代執行が可能である旨、通知等でご教示をお願いしたい)。

他市町村においても、同様の事例において、放置自動車等を除却できず放置されており、行政代執行法が適用されない場合においては、相手が除却をしない限りなす術がなく、苦慮していることを理解していただきたい。

都市公園に市民が求めるものは安心・安全はもとより美観、心休まる憩いの場所であり、また多くの子供たちが遊ぶ場所という特徴があり、本市においても良好な景観を保つとともに、遊具、園路等施設の瑕疵による事故の無いよう最大の注意を払っており、放置自動車に起因する事故のリスクを早急に除去しなければならないと考えている。

以上のことから、私人の権利保護を十分考慮する必要はあるかと考えるが、都市公園の特色等にも鑑み、都市公園法において、一般公益を保護するために、相手方が確知できる場合であっても、放置自動車を公園外に除却等行うことができる旨の規定を設けるべきではないか。

よって再検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第 2 次回答

都市公園に係る代執行については、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の

行政上の義務の履行に関して定めた行政代執行法に基づく代執行を原則としている。

この原則は、道路、河川等の他の公物においても同様であり、都市公園に限って代執行に係る要件や手続きを緩和することは困難である。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること

具体的な支障事例

宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。
本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【改正理由】

国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与するという目的のため、制度の運用についての一定の基準の必要性を否定するものではないが、都市計画は各自治体の責任において運用されるものである。

【制度改正による効果】

地域の実情に合った審議会運営が可能となるとともに、委員への女性登用率の向上が期待される。

特に、審議会における男女の均等な登用については、女性の社会進出を促進するものであり、一億総活躍社会の実現に資するものである。

根拠法令等

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○本県議会でも、議員は県の附属機関の委員に就任しない(法令で定めるものを除く。)ことを先例で定めており、県議員の就任を必須とする政令と、県の附属機関に対する監視・調査機能の確保の観点との間で齟齬が生じている。

○今後、県都市計画審議会において、地域に密着したまちづくりの観点等からも、地域住民代表者やNPO等が委員として審議していただくことが必要となることも考えられる。このため、県の実情に応じて、県の裁量で柔軟に委員構成を決めることができるよう、政令で限定されている役職の緩和がなされることについては、賛成である。なお、当県都市計画審議会条例では政令の範囲内で、委員の構成等を規定している。

各府省からの第1次回答

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うとともに、相対立する住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要であるため、都道府県が都市計画の決定等を行うに当たっては、学識経験者、市町村長を代表する者、都道府県議会議員等からなる都道府県都市計画審議会の議を経ることとしている。

例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることとなる住民全体の利益を代表するものを構成員として加える必要性があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

附属機関の構成員についての行政実例によると、議員を附属機関の構成員として加えることの可否については、違法ではないが、適当ではないとしている(昭和28年1月21日・自行行発第16号)。附属機関があくまでも執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であることを鑑みると、附属機関に議決機関の構成員である議員が加わることは、地方自治の二元代表制の要請から、好ましくないものとする。

また、都市計画審議会の機能の一つに利害調整の機能があり、住民利益を代表する者を構成員として加えることが必要だとしても、住民利益の代表者の選定については、法律により「県議会議員」や「市町村議会の議長」等と定めるのではなく、国では技術的助言等による例示に留める等、地方自治体の判断に委ねるべきと考え

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。

各府省からの第2次回答

「調停委員会の活動の限界」(昭和28年1月21日、自行行発第16号)については、地方自治法第202条の3の規定により条例で定める附属機関の解釈について述べられたものと認識しており、都市計画審議会は、都市計画法第77条又は第77条の2の規定に基づき設置される機関であって、当該条例で定める附属機関の解釈・運用がそのまま妥当するものではないと考える。

また、都市計画は財産権への制約を課するという性格を有し、都市計画審議会の構成は都市計画決定等の手続において多大な影響を及ぼすため、住民全体の利益を代表する「議会議員」等を政令によりその構成員として位置付けているものである。

このため、「議会議員」等を位置付けることには一定の合理性を有しているものとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること

具体的な支障事例

【提案の背景】

農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。

本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。

【具体的支障事例】

地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。

本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県

○ 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。
進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。

各府省からの第1次回答

農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。

なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。

いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。

農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進みにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。

また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。

一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。

世界農業センサス 2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。

本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。

なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出して

いる。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいらる所存。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方

向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。